

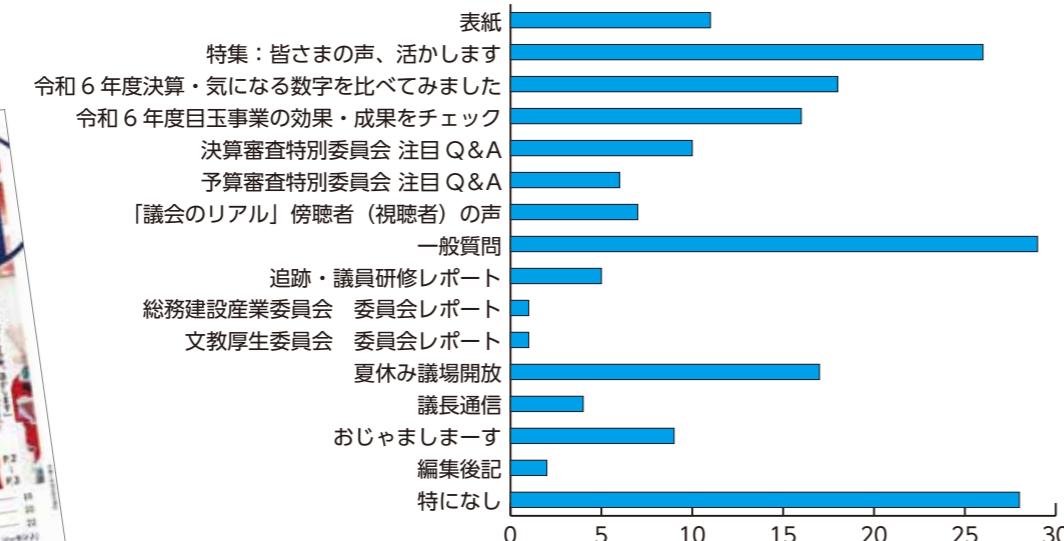
136人の方からの  
声が届きました

# 『議会だよりのリアル』 —238号読者の声—

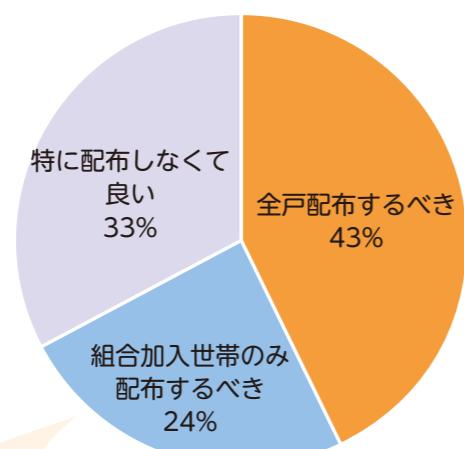
238号は  
こちら↓  



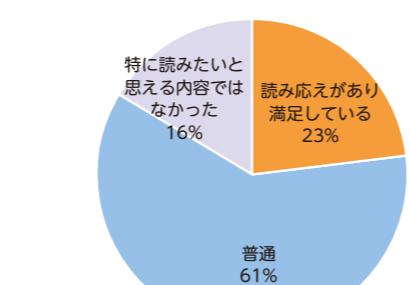

『須恵町議会だより(238号)』で関心を持った記事はありますか



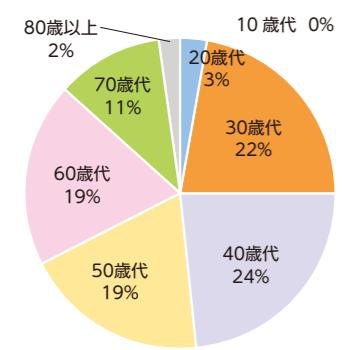
議会だより配布についてのご意見は



238号の掲載記事（内容）はいかがでしたか



あなたの年齢を教えてください



「組合加入世帯のみ配布するべき」  
50歳代 女性

組合に加入しなくても情報が得られる中で、きちんと組合加入者には特別な情報が得られるように区別してほしい。組合費を納めているのに何も魅力がない。

「全戸配布するべき」  
40歳代 男性

携帯で見る時代になったが、きっかけがなければわざわざ開いて見ることが少ないとと思う。配布し目に入れる事で少しでもキッカケ作りから興味を示してもらえばと思いました。また、各家庭子どもから高齢の方までいるので10代からでも町に关心を持つもらうことで将来の町づくりにも役に立つのではないか。

「特に配布しなくて良い」  
30歳代 女性

印刷代を別の費用に使って欲しい。紙媒体で欲しい人は役場や、図書館などに取りに行く方がいいと思う。基本ペーパーレスで良いと思う。



田ノ上副議長

約140件の貴重なご意見、ありがとうございます。議員一同すべて読ませていただいている。回収したアンケートは須恵町の世帯数（約1万3千世帯）の1%を超えていて、統計的有意と言えます。また、厳しいご意見も頂きました。生活を大切にされる皆さまの思いが込められていると感じます。改善に努めてまいります。

総務建設産業委員会 | 令和7年11月21日(金) | 委員会レポート

## 『遊ぶ側のマナー向上と周辺住民の理解が重要』

公園緑地課が所管する業務について、所管事務調査を行いました。

### 各行政区の公園に関する調査結果

未来予想図カフェ（PTAとの意見交換会）において、「子どもたちの遊ぶ場所が少ない」、また、「ボール遊びができない公園が多い」との意見が出されたことに伴い、公園緑地課の所管事務調査を行いました。

今回、公園緑地課が各行政区に依頼して調査した結果を基に、説明を聞きました。

須恵町には、散策などができる、自然環境をいかした公園が6箇所、児童公園が47箇所、児童公園に指定していない広場が31箇所あります。なかでも「禁止事項」のない公園が多いことが分かりました。「禁止事項」の判断は、行政区次第で、看板設置についても区長との協議によるものとのことでした。



### 今後の課題 『公園に関する調査結果を基に再整備』

須恵町は、ボール遊びができる公園が少ないとの声をよく耳にしますが、実際には、禁止事項のない公園は多いようです。しかし、規模的にボールで遊ぶことができそうにない狭小公園も

存在します。  
いずれにしても、公園を有する行政区と近隣の住民との話し合いで解決するしかないのではないかと思いました。

### 議会の視点 『もっと公園の利用をしてもらうために』

須恵町では、一律ボール遊びを禁止する方向は考えていないということですので、子どもたちもマナーを守って利用していただければと思います。

また、利用が少ない公園もあるようです。行政区や地域住民と情報共有を図りながら、より良い公園利用につながるよう推進してまいります。